

手話通訳事業に先進的に 取り組む自治体紹介

シリーズでお伝えしている「手話通訳設置事業に先進的に取り組む自治体紹介」をするこの企画。

第10回は、兵庫県明石市のご紹介です。新型コロナウイルスの関係で訪問が難しいため、

明石市から経過と現状について報告をいただきました。

兵庫県 明石市

報告：明石市

はじめに

兵庫県明石市は2019(令和元)年に市政施行100年を迎えました。「いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで」を目標にさまざまな取り組みをすすめ、2020(令和2)年7月には国からSDGs未来都市に選定されました。

明石市の概況

- 1 人口 299,021人(2020年4月1日現在)
- 2 手帳所持者数

身体障害者手帳	11,321人
	(内聴覚障害者 988人)
療育手帳	2,987人
精神障害者保健福祉手帳	2,920人
- 3 意思疎通支援事業

手話通訳者派遣状況(令和元年度実績):
登録手話通訳者642件、職員274件
- 4 手話通訳のできる職員7人(正職員3人、
任期付短時間勤務職員4人)

手話通訳のできる職員採用の経過

- ①1996(平成8)年 登録手話通訳者を障害福祉課窓口に配置(ろうあ協会の要望により実現)

※2015(平成27)年4月 明石市手話言語・障害者コミュニケーション条例施行

- ②2016(平成28)年 任期付正職員^(注)を2人採用。手話通訳士の資格を持つ正職員(一般行政職)1人が他課から異動。

- ③2017(平成29)年 任期付短時間勤務職員を4人採用。

現在(2020年9月)は、障害福祉課に6人、市長室に1人の手話通訳者(正職員3人、任期付短時間勤務職員4人)が配属されています。任期付正職員2人は、2019(令和元)年に新たに採用試験を受け、現在は任期のない正職員となりました。2015(平成27)年に、ろう者が市議会議員選挙に当選し、現在2期目で在職。2020(令和2)年から、ろう者職員(任期付短時間勤務職員)も1人採用となりました。*任期付短時間勤務職員は週4日勤務

(注)「地方公共団体の一般職の任期付職員採用に関する法律」の規定に基づき、専門的知識経験を有する者の採用(5年以内)を行うことができる。

職員の業務内容

庁内、庁外の手話通訳、手話通訳・要約筆記の派遣コーディネート、コミュニケーション等に関する相談支援、手話講習会や登録通訳者等の研修会、手話言語・障害者コミュニケーション条例、障害者配慮条例の普及、啓発、庁

内の情報保障やコミュニケーション施策、市議会の情報保障 など

職員採用の効果

- ・市役所に行けば、必ず手話で対応できる職員がいる。
- ・複数配置のため、職員同士で手話通訳現場での対応や市の事業、施策等を相談できる。
- ・継続した生活支援が必要なケースは、主に職員が対応し関係機関と連携している。
- ・ろう者や登録手話通訳者、地域住民の声を取り組みや施策に反映できる。
- ・継続して事業を実施することや予算要求などがしやすくなる。
- ・手話や情報保障に興味をもつ職員が増え、他課との連携等がしやすくなる。

一緒に働く職員(事務職)から、「手話通訳者が採用されて、ろう者の生活や困りごと、情報保障についての知識が深まった」という声もあります。

職員手話サークルもあり、月に2回(昼休み、夜)に手話でおしゃべりをしたり手話検定に向けた学習をしたりしています。福祉部局以外からの参加も多く手話検定合格者も多数います。

手話言語条例制定とその効果

明石市では「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」(以下、「手話言語・障害者コミュニケーション条例」)が2015(平成27)年4月に施行され、5年が経過しました。手話を言語として認め、手話の普及と利用促進を目指す「手話言語条例」の内容に加え、情報・コミュニケーション支援が必要な障害者の情報保障やコミュニケー



手話チャンネル動画撮影の様子

ション推進を目指す「情報コミュニケーション条例」の内容を規定した2本立ての条例になっています。

条例の理念を施策に反映するため、手話通訳士の資格を持つ正職員を雇用し、コミュニケーション推進担当として位置づけ、庁内全体で関連施策を進めています。

【条例に基づく施策や事業】

- ・全小学校(28校)で手話体験教室を実施
- ・意思疎通支援事業の要綱を国のモデル要綱を参考に改正
- ・職員対象の手話研修、手話検定試験料の助成を実施
- ・コミュニケーション施策推進協議会の実施
- ・視覚障害者、聴覚障害者の避難訓練の実施
- ・聴覚言語障害児(家族を含む)の相談
- ・手話動画「あかし手話チャンネル」の配信(月2回)
- ・タブレット端末による遠隔手話通訳、手話や文字チャットでの市への問い合わせ対応

事業の中で大切にしているのは、当事者や支援者、地域の人たちと共に考え、意見交換しながら取り組みを進めることです。手話体験教室や研修、各種イベントなどでは、障害者団体から協力をいただいています。

障害者差別解消法に関する取り組み

明石市では障害のある人への差別をなくし

ていくことで、誰もが安心して暮らせる共生社会を実現することを目的として、「明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」(通称「障害者配慮条例」)を2016(平成28)年4月に制定しました。この条例に基づき、障害があることで差別を受けた人などからの相談と解決のためのしくみを作りました。また、障害のある人との交流の場を多く作り、啓発を積極的に進めています。特徴的なものとして、事業者や地域の団体が必要な合理的配慮を提供するための環境を整える際にかかる費用を市が助成しています。具体的には、飲食店や事業者が筆談ボードや折りたたみ式スロープ、点字メニューの購入や段差解消工事を行う際には市が助成を行っています。職員研修では部長級以上の職員を対象に、全国的に活躍している障害当事者を講師に招いて障害者差別について学びました。

新型コロナウイルスへの対応

PCR検査の検体採取を行う市内の医療機関にタブレット端末を設置し、手話通訳が必要なる者が受診や検査を行う際には、感染予防のため遠隔手話通訳で市職員が対応することとしました。また、感染予防に関する情報や市の支援策を広報誌に掲載し「あかし手話チャンネル」で手話による動画配信を行いました。

明石市の特徴

明石市は手話言語・障害者コミュニケーション条例だけに特化した施策に取り組んでいるわけではありません。泉市長は、「障害者が暮らしにくいのは障害者本人や家族の責任ではなく、その環境整備をするのは市民の税金をあずかっている行政の責任である」と考えて

います。市では多くの専門職を採用しており、手話通訳士職員も専門職として採用し、手話通訳だけを担当するのではなく、手話通訳士としての専門性をいかして障害者福祉施策を担当することを期待しています。障害者の暮らしを福祉限定のテーマではなく全庁的なテーマとして位置づけ、まちづくりのよりどころになるような条例として、「(仮称)あかしインクルーシブ条例」の制定に向けた検討を進めています。

また、2015(平成27)年にろう者が市議会議員になったことにより、本会議、常任委員会等に手話通訳が配置され、手話通訳士職員の採用にもつながりました。市幹部職員は議員に説明、報告をしたり意見を聞いたりする必要があるので、日常的にろう者とコミュニケーションをするようになり、全庁的に手話通訳や情報保障についての理解が進みました。

今後の課題

これからの課題は、手話通訳者の養成と緊急時の情報保障体制の充実です。これは明石市だけで解決できる問題ではありません。全国的な手話通訳者不足を改善するために、他市や県、関係団体と一緒に検討し、取り組んでいきたいと考えています。



明石市職員(手話通訳士、ろう者職員)と市議会議員